

殺人罪の保護法益

傷害罪の保護法益

暴行罪の「暴行」

騒乱罪の「暴行」

公務執行妨害罪の「暴行」

強盗罪の「暴行」

強姦罪・強制わいせつ罪の「暴行」

「傷害」の意義

業務上過失致死傷罪の「業務」

遺棄罪の保護法益

人の身体の安全

人の生命

およそ不法な有形力の行使（最広義の暴行）

人に対する不法な有形力の行使（狭義の暴行）

人の反抗を抑圧する程度の人身体に対する不法な有形力の行使（最狭義の暴行）

人に対する不法な有形力の行使（広義の暴行）

人の生理的機能に障害を加えること

相手方の反抗を著しく困難にする程度の人身体に対する不法な有形力の行使（最狭義の暴行）

生命・身体安全（判例・通説）

①社会生活上の地位に基づき②反復継続して行う行為であって、かつ、③他人の生命・身体などに危害を加えるおそれのあるもの

墮胎罪の保護法益

墮胎罪の「墮胎」

逮捕・監禁罪の保護法益

逮捕罪の「逮捕」

監禁罪の「監禁」

脅迫罪・強要罪の保護法益

脅迫罪の「脅迫」

強要罪の「脅迫」

脅迫罪の「暴行」

略取罪・誘拐罪の保護法益

①胎児を母体内で殺すこと、または②自然の分娩期に先立って人工的に胎児を母体から分離・排出すること

第一次的に胎児の生命・身体の安全、第二次に母体の生命・身体の安全

人の身体を直接拘束して身体活動の自由を奪うこと

身体活動（移動）の自由

意思決定の自由

人の身体を間接的に拘束して身体活動の自由を奪うこと

一般人を畏怖させることができる程度の害悪の告知

一般人を畏怖させることができる程度の害悪の告知 →告知の内容だけでなく、相手方の性別、年齢、周囲の状況などをも考慮して判断

①被略取者等の自由に加え、②親権者等の監護権を含む

人に対する不法な有形力の行使（広義の暴行）

営利目的等略取罪・誘拐罪の「営利の目的」

営利目的等略取罪・誘拐罪の「わいせつの目的」

身の代金目的略取・誘拐罪の「憂慮する者」

強制わいせつ罪・強姦罪の保護法益

強制わいせつ罪の「暴行」

強制わいせつ罪の「わいせつな行為」

住居侵入罪の保護法益

住居侵入罪の「住居」

「人の看守する」

邸宅侵入罪の「邸宅」

姦淫その他被拐取者の性的自由を侵害する
目的

みずから財産上の利益を得、または第三者
に得させる目的

性的自由

被拐取者の安否を親身になって憂慮するの
が社会通念上当然とみられる特殊な関係に
ある者

被害者の性的羞恥心を害する行為で足りる

相手方の反抗を著しく困難にする程度の人
の身体に対する不法な有形力の行使（最狭
義の暴行）

人の起臥寝食に使用されている場所

住居にだれを立ち入らせるかの自由（住居
権説）

居住用の建造物で住居以外のもの（空き
家、閉鎖中の別荘）

邸宅等を事実上管理・支配するための人
的・物的設備を施すこと

建造物侵入罪の「建造物」

住居侵入罪の「侵入」

名誉毀損罪の保護法益

名誉毀損罪の「公然と」

「公共の利害に関する事実」 (230条の2)

侮辱罪の保護法益

信用毀損罪の保護法益

信用毀損罪の「虚偽の風説を流布」

信用毀損罪の「偽計を用い」る

業務妨害罪の保護法益

管理権者の意思に反する立入り（住居権説）

住居や邸宅にあたらぬ建造物（官公庁の庁舎、学校、工場、物置）

不特定または多数人が認識しうる状態

外部的名誉（判例・通説）

外部的名誉（通説）

市民が民主的自治を行ううえで知る必要がある事実

客観的眞実に反する事実を不特定または多数人に伝播させること

経済的な側面における人の社会的な評価

業務活動そのもの

人を欺罔・誘惑し、あるいは人の錯誤・不知を利用すること

業務妨害罪の「業務」

業務妨害罪の「虚偽の風説を流布」

偽計業務妨害罪の「偽計を用い」る

威力業務妨害罪の「威力を用い」る

窃盗・強盗・詐欺・恐喝罪の保護法益

窃盗罪の「窃取」

窃盗罪の「不法領得の意思」

強盗罪の「暴行」

強盗罪の「脅迫」

強盗罪の「強取」

客観的眞実に反する事実を不特定または多数人に伝播させること

社会生活上の地位に基づき継続して行う事務（単なる娯楽は含まれない）

人の意思を制圧するに足りる勢力

人を欺罔・誘惑し、あるいは人の錯誤・不知を利用すること

他人の占有する財物を、その占有者の意思に反して自己または第三者の占有に移転すること → 他人の占有は窃盗罪と横領罪を区別する基準

事実としての財産状態である占有それ自体（占有説、判例・通説）

相手方の反抗を抑圧する程度の人々の身体に対する不法な有形力の行使（最狭義の暴行）

①権利者を排除して、他人の物を自己の所有物として、②その財物の経済的用法に従い利用・処分する意思が必要

暴行・脅迫により、被害者の反抗を抑圧して財物を奪取すること

相手方の反抗を抑圧する程度の害悪の告知（最狭義の脅迫）

詐欺罪の「処分行為」

恐喝罪の「恐喝」

横領罪の保護法益

横領罪の「横領」

横領罪の「不法領得の意思」

業務上横領罪の「業務」

占有離脱物横領罪の「占有を離れた他人の物」

背任罪の「背任行為の意義」

盗品等に関する罪の保護法益

有償処分あっせん罪の「有償の処分のあっせん」

①財物または財産上の利益を交付させる手段として行われる暴行・脅迫（広義の暴行・脅迫）であって、②相手方の反抗を抑圧するに至らない程度のもの

錯誤により瑕疵ある意思に基づいて財物または財産上の利益を終局的に相手方に移転させる行為 → 窃盗罪と詐欺罪を区別する基準

不法領得の意思を実現するいっさいの行為
（領得行為説）

所有権その他に本権

金銭その他の財物を委託を受けて保管することを内容とする職業もしくは職務

他人の者の占有者が委託の任務に背いて、その物につき権限がないのに所有者でなければできないような処分をする意思

法的処分権限（代理権）の濫用（権限濫用説）/ 信任関係の違背（背信説）

占有者の意思に基づかずにその占有を離れたものであって、だれの占有にも属していないもの、および委託関係に基づかないで行為者の占有に帰属したもの

売買や質入れなどといった盗品等の処分を仲介すること

財産犯罪の被害者が被害財物に対して有する回復請求権（追求権）

器物損壊罪の「毀棄」

騒乱罪の保護法益

騒乱罪の「暴行」

騒乱罪の「脅迫」

放火罪・失火罪の保護法益

「現住建造物」

「焼損」の意義

業務上失火罪の「業務」

往来妨害罪の保護法益

文書偽造罪の保護法益

公共の静謐または平穩

物の効用を害する一切の行為（効用侵害説。隠匿も含まれることになる）

加害の対象を問わない（広義の脅迫）

人に対する有形力の行使のほか、物に対する有形力の行使も含む（最広義の暴行）

人の起臥寝食の場所として日常使用される
建造物

不特定または多数人の生命・身体・財産

職務として火気の安全に配慮すべき社会生
活上の地位

火が媒介物を離れて目的物に移り、目的物
が独立に燃焼を継続する状態（独立燃焼
説）

文書に対する公共の安全

公衆の交通の安全

「偽造」

名義人

作成者

虚偽作成

「文書」

有印

「変造」

「行使の目的」

「行使」

「使用」

当該文書から理解される意思や観念の表示
主体

名義人と作成者の人格の同一性を偽ること/
権限なく他人名義の文書を作成する行為

文書の作成権限を有する者が内容虚偽の文
書を作成すること

文書に意思や観念を表示した者または表示
させた者

公務所または公務員の印章・署名があるこ
と

文字その他の可視的・可読的符号により、
一定期間永続する状態で、ある物体の上に
意思または観念を表示したもの

偽造文書（または変造文書）を真正な文書
として使用する目的

権限なく既存の真正に成立した文書の非本
質的部分に改ざん・変更を加えること

人に文書の内容を認識させ、または、認識
可能な状態におくこと

偽造文書を真正な文書として、または虚偽
文書を内容真実な文書として、使用するこ
と

「事実証明に関する」

通貨偽造罪の保護法益

通貨偽造罪における「行使の目的」

偽造通貨行使罪の「行使」

偽造通貨行使罪の「交付」

有価証券偽造罪の保護法益

有価証券偽造罪の「有価証券」

有価証券偽造罪の「行使の目的」

支払用カード電磁的記録に関する罪の保護
法益

わいせつおよび重婚の罪の保護法益

通貨の真正に対する公共の信用

社会生活に交渉を有する事項を証明すること

偽貨を真正な通貨として流通におくこと

偽造通貨・変造通貨を真正なものとして流通におく目的

有価証券の真正に対する公共の信用

偽造であることを告げて、または、すでに偽貨であることを知っている相手に渡すこと

偽造等の有価証券を真正な、または内容真実の有価証券として使用すること（偽造通貨行使罪と異なり、流通におく目的は不要）

財産権を表章した証券であって、権利の行使または移転にその証券の占有を必要とするもの

健全な性的風俗・性道徳・性秩序

支払用カードを用いて行う支払システムに対する公共の信用

公然わいせつ罪の「公然」

死体損壊罪の保護法益

死体損壊罪の「遺棄」

公務執行妨害罪の保護法益

公務執行妨害罪の「公務」

公務執行妨害罪の「暴行」

公務執行妨害罪の「脅迫」

公務執行妨害罪の「職務」の範囲

公務執行妨害罪の「職務を執行するに『当たり』」

逃走罪の保護法益

国民の宗教的感情

わいせつ行為を不特定または多数人が認識
できる状態

公務の円滑な執行

風俗上埋葬と認められない方法で死体を放
棄すること。作為のほか不作為も含む。

公務員に向けられた不法な有形力の行使
(広義の暴行)

国または地方公共団体の事務

ひろく公務員が取り扱う各種各様の事務す
べてが含まれる

およそ人を畏怖させるに足る害悪の告知

国家の拘禁作用

具体的・個別的に特定された職務の執行を
開始してからこれを終了するまでの時間的
範囲、およびまさに当該職務の執行と時間
的に接着しこれと切り離し得ない一体的関
係にあるとみることができる範囲内の職務
行為にかぎって、保護の対象となる

犯人蔵匿・証拠隠滅罪の保護法益

犯人蔵匿罪の「蔵匿」

犯人隠避罪の「隠避」

偽証罪の保護法益

偽証罪の「虚偽」

虚偽告訴罪の保護法益

虚偽告訴罪の「虚偽」

賄賂罪の保護法益

賄賂罪の「賄賂」

賄賂罪の「その職務に関し」

場所を提供して匿うこと

国の刑事司法作用

国の審判作用の適正

蔵匿以外の方法により、官憲による発見・
身柄の拘束を免れさせるいっさいの行為
(身代わり犯人が自首する場合これにあたる)

第一次的に刑事司法作用・懲戒作用、副次的に個人の私生活の平穩

みずからの記憶に反すること（主観説）

職務の公正とこれに対する社会一般の信頼
(信頼保護説)

客観的真実に反すること（偽証罪とは異なる）

①具体的職務権限に属する行為、②一般的職務権限に属する行為、③職務に密接に関連する行為、のすべてが当たる

公務員の職務に対する対価としての不正な報酬

受託収賄罪の「請託」

受託収賄罪の趣旨（加重処罰する理由）

請託を受けることによって賄賂と職務行為との対価関係が明白になり、それゆえ、職務の公正に対する社会一般の信頼がより強く侵害されることになるから

公務員に対して一定の職務行為を行うことを依頼すること